

目標達成のための具体的な取組み

【危険を知る仕組みづくり】

- ・耐震診断の推進
- ・防災情報の周知
- ・情報提供・啓発の促進
- ・出前講座の実施
- ・防災教育の推進
- ・地元組織との連携
- ・一時避難地・緊急交通路周辺における取組み

耐震化の推進にあたっては、まず耐震診断を実施して自宅や建築物の危険度を正しく認識することが重要です。耐震診断の方法などについて機会をとらえて啓発活動を実施するとともに、災害に対する意識向上のため、防災情報等の周知を図ります。

【安心できる仕組みづくり】

- ・相談しやすい窓口の整備
- ・安心して耐震改修できる制度の活用
- ・信頼できる耐震改修工法・手法の普及
- ・認定制度による耐震化促進

安心して耐震化を進められるよう相談体制を充実させるほか、府や建築関係団体と連携して積極的な情報提供を進め、耐震改修に対する信頼性の確保に努めます。

【効果的な耐震化に向けた仕組みづくり】

- ・補助制度をはじめとする支援
- ・リフォームに併せた耐震改修の誘導
- ・経済的な耐震改修等の方策の促進

所有者の費用的、労力的負担軽減のため、補助制度等の支援を進めるとともに、所有者のニーズやライフスタイルに応じた耐震化の方策を誘導します。

【地域特性に着目した施策の展開】

- ・地域を特定した耐震化の推進

【市有建築物の耐震化への取組み】

- ・年次計画に基づく耐震化の実施

【耐震改修促進法等に基づく取組み】

- ・耐震改修促進法や関係法令による指導など

推進体制の整備

- ・住宅・建築物の所有者、関係団体等との役割分担
- ・庁内関連部局との連携
- ・大阪建築物震災対策推進協議会との連携
- ・関係団体との連携
- ・自治会、自主防災組織、大学等との連携

耐震化の推進

住宅建築物 耐震化計画

(吹田市耐震改修促進計画)

住宅建築物耐震化計画（吹田市耐震改修促進計画）は地震時の建物の倒壊等に起因する人的被害及び経済的被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保等、早期の復旧・復興に寄与するための計画として定めるものです。

平成29年（2017年）3月



住宅建築物耐震化計画の概要

計画策定の背景

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災では、本市においても1名の尊い命が奪われるとともに、家屋の全半壊318棟、一部損壊10,254棟の被害を受けました。

これを受け、既存建築物の耐震改修を促進し地震による建物被害を軽減するため、平成9年度（1997年度）に「吹田市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定め、平成19年度（2007年度）には住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進を目的として「吹田市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後も、平成23年（2011年）に発生した、日本の地震観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災をはじめとして大規模地震が相次いで発生しているほか、南海トラフ沿いで発生する海溝型地震についてもその切迫性が指摘されており、これらに対する備えが急務となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、本市においても、大阪府が改定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、「吹田市耐震改修促進計画」の見直しを実施しました。

基本方針と計画の期間

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害が発生した際には、行政による「公助」には限界があることから、近年ではとりわけ「自助」の大切さが注目されるようになってきました。住宅・建築物の所有者は、自分自身の生命・財産を守るためだけでなく、まちの被害を軽減する意味でも、耐震化を自らの責任として捉え、自主的に取り組むことが基本となります。

耐震性の向上により、災害に強いまちの形成やより多くの市民の生命・財産の保護が可能となることを踏まえ、本市では、所有者による耐震化の取組みをできる限り支援していきます。

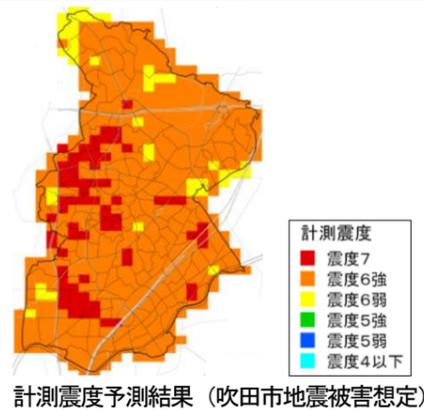
【計画の期間】

平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

被害想定と耐震化の現状

本市で被害が最も大きいと予想されているのが上町断層帯地震であり、マグニチュード7.5程度、今後30年以内の発生確率は2～3%と予測されています。

上町断層帯地震が発生した場合、市域のほぼ全域にわたって震度6強、一部地域で震度7という広範囲での大きな揺れに伴い、建築物の被害は、市域の約4割で被害率が30%以上、南部や南東部の一部地域では50%を超えるとも想定されています。



【住宅の耐震化の現状】（平成27年度（2015年度））

	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分
戸数	162千戸	132千戸(81%)	30千戸(19%)
木造戸建住宅	34千戸	25千戸(73%)	9千戸(27%)
共同住宅等	128千戸	107千戸(84%)	21千戸(16%)

【特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化の現状】（平成27年度（2015年度））

	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分
棟数	2,368棟	1,696棟(72%)	678棟(28%)

【特定既存耐震不適格建築物（市有）の耐震化の現状】（平成27年度（2015年度））

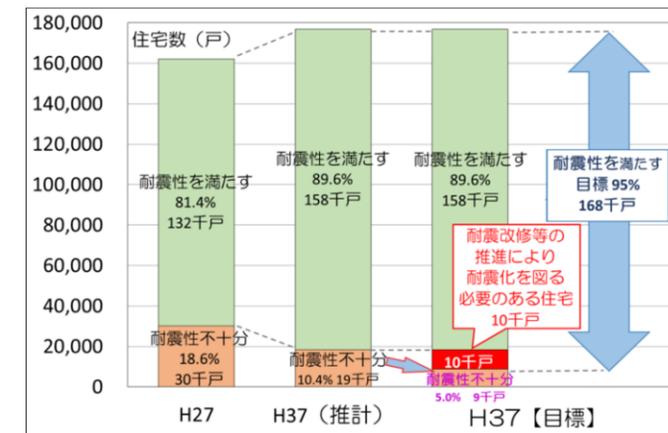
	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分
棟数	173棟	151棟(87%)	22棟(13%)

目標

【住宅の耐震化率】平成37年度（2025年度）までに95%

平成27年度（2015年度）時点の住宅の耐震化率81.4%に対し、平成37年度（2025年度）に95%とすることを目標とします。

耐震化率95%を達成するためには、戸建て住宅及び共同住宅等において耐震改修等の実施件数を1年間あたり約1千戸上乗せする必要があります。耐震化のスピードアップを図ります。



【特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化率】平成32年度（2020年度）までに95%

平成27年度（2015年度）時点の特定既存耐震不適格建築物の耐震化率72%に対し、平成32年度（2020年度）に95%とすることを目標とします。

【市有建築物の耐震化率】平成32年度（2020年度）までに95%

平成32年度（2020年度）に95%とすることを目標として、多くの市民が利用する建築物や防災上重要な役割を果たす建築物などの耐震化について年次計画を策定しており、これに基づいて耐震診断や耐震改修を実施していきます。